

令和3年

第2回日向市議会(定例会)議案

3月19日

日向市

も く ろ く

議案第36号	日向市新型コロナウイルス感染症緊急防疫等作業に係る 特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第37号	日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	2
議案第38号	財産の処分について……………	3
議案第39号	令和2年度日向市一般会計補正予算（第17号）……………	別冊

日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和34年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
附 則		附 則	
1～5 [略]	(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)	1～5 [略]	(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
6	給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症（平成24年法律第31号）</u> 附則第1条の2に規定する <u>新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき</u> に限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなくなつた日か期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。	6	給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき</u> に限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなくなつた日か期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
7～11 [略]		7～11 [略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月19日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

財産の処分について

次のとおり、土地を処分する。

1 土地の所在及び種別

土地の所在	日向市大字日知屋字亀川 17148番地30、17148番地31 17148番地33、17148番地34
種別	土地
地目	雑種地
地積	25,212㎡

2 売却方法 随意契約

3 売却価格 307,586,400円

4 売却の相手方 大阪府大阪市北区大淀中1-1-30
センコー株式会社
代表取締役 福田 泰久

令和3年3月19日 提出

日向市長 十屋 幸平

